

【貸金 2 の類型における利率変更のある申立てについて】

貸金 2 の類型の申立てにおいて、「契約日」と「初回貸付日」の間に「利率変更又は無利息期間開始日」がある場合（「契約日」と「利率変更又は無利息期間開始日」が同日、「初回貸付日」と「利率変更又は無利息期間開始日」が同日である場合も含む。）、請求金額及び計算書にずれが生じています。

このような事案ではシステムによる進行が困難となる場合がありますのでご注意ください。